

EBPM・歳出改革等有識者グループについて

（令和8年1月27日）
行政改革推進会議決定案

1. 趣旨

行政改革推進会議の下、行政全般におけるEBPMを推進するため、EBPM推進委員会に対する専門的な知見からの助言や行政事業レビュー、調達改善その他行政改革における重要な課題に係る具体的かつ個別的な調査審議等を行うとともに、行政事業の公開点検・検証及び調達改善に係る外部評価等の取組を推進するため、EBPM・歳出改革等有識者グループ（以下「有識者グループ」という。）の構成員により、必要に応じ、これらの取組等を行うこととする。

2. 構成

- (1) 有識者グループの構成員は、行政改革推進会議の了承を得て、行政改革担当大臣が指名する。
- (2) 有識者グループに座長を置き、座長は、構成員のうちから行政改革担当大臣が指名する。
- (3) 座長は、各構成員の具体的な任務を定めるとともに、必要に応じ、構成員のうちから座長代理を指名することができる。

3. 運営

- (1) 有識者グループの構成員は、EBPM推進委員会の構成員の求めに応じ、EBPMに係る専門的な知見からの助言をすることができる。
- (2) 各府省等が行う行政事業の公開点検・検証及び調達改善に係る外部評価については、構成員のうちから専門的知見を有する者が隨時参画して推進する。
- (3) 座長は、調査審議等の必要があると認めるときは、当該課題に係る会議を開催することとし、当該課題を任務とする構成員に加え、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 座長又は座長の指名する者は、適宜、調査審議等の状況を取りまとめ、行政改革推進会議に報告する。
- (5) 座長又は座長の指名する者は、必要に応じ、行政改革推進会議に対し、任務に関する意見を提出することができる。

4. 庶務

有識者グループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房行政改革・効率化推進事務局において処理する。

5. その他

以上に定めるもののほか、有識者グループの運営に關し必要な事項は、座長が決定する。

附 則

この決定は、令和8年1月27日から施行する。

EBPM・歳出改革等有識者グループ構成員の指名について

下記に掲げる者をEBPM・歳出改革等有識者グループ構成員に指名する。

記

赤井 伸郎	大阪大学国際公共政策研究科教授
デービッド・ アトキンソン	株式会社小西美術工藝社代表取締役社長
池田 肇	野村證券株式会社常務
石井 雅也	太陽有限責任監査法人代表社員
石田 恵美	弁護士、公認会計士 (BACeLL 法律会計事務所)
伊藤 伸	政策シンクタンク構想日本総括ディレクター
伊藤 由希子	慶應義塾大学大学院商学研究科教授
上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
上山 直樹	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所パートナー
太田 康広	慶應義塾大学大学院経営管理研究科エーザイシェアシップ基金教授
大橋 弘	東京大学副学長・大学院経済学研究科教授・公共政策大学院教授
大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
金子 良太	早稲田大学大学院会計研究科教授、公認会計士
亀井 善太郎	PHP総研主席研究員、立教大学大学院社会デザイン研究科特任教授
川澤 良子	Social Policy Lab 株式会社代表取締役
河村 小百合	株式会社日本総合研究所調査部主席研究員
小林 庸平	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部経済政策 部主任研究員、独立行政法人経済産業研究所コンサルティングフェロー
小林 航	亞細亞大学経済学部教授
佐藤 孝弘	山形市長
佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院教授
島田 由香	株式会社 YeeY 共同創業者、代表取締役
高島 宗一郎	福岡市長
瀧 俊雄	株式会社マネーフォワードグループ執行役員 CoPA
瀧川 哲也	ボストンコンサルティンググループマネージング・ディレクター&パートナー
滝澤 美帆	学習院大学経済学部教授
◎土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
中空 麻奈	BNPパリバ証券グローバル統括本部副会長
永久 寿夫	名古屋商科大学経済学部教授
林 隆之	政策研究大学院大学教授
堀川 義一	株式会社リサリティ代表取締役
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授
水戸 重之	TMJ 総合法律事務所パートナー弁護士
山田 真哉	芸能文化税理士法人会長
横田 韶子	株式会社コラボラボ代表取締役
◎は座長	

注) 肩書は令和7年4月1日時点